

ASBJ 公開草案「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による
修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」に対するコメント

2013年6月に、金融庁より、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」が公表され、IFRSの任意適用の積上げの一方策として、企業会計基準委員会（ASBJ）にてIFRSのエンドースメント手続を実施すべきことが記載されていることを受け、ASBJは、2014年7月31日に標記公開草案を公表した。

これに対し、経理委員会では、日本基準・米国基準・IFRS・修正国際基準の4基準併存は惹起される財務諸表利用者側の困難性や利便性の低下、国際的なレピュテーションの低下等を招く恐れがあることを指摘するとともに、仮に当面の取扱いとして修正国際基準を策定するとしても、早急に併存を解消する将来の道筋と時間軸を具体的に提示すべきとした総論のもと、ASBJから提示された各質問事項について意見を取りまとめ、2014年10月29日、ASBJに提出した。

2014年10月29日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

公開草案「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による
修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」に対するコメント

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

7月31日に貴委員会より公表されました掲題公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しく願い申し上げます。

敬具

総論

IFRSの開発に際しては既に必要十分なDue-Processが存在し、ASAF等の場では我が国から発信される意見が高く評価されていると仄聞する。かかる状況下、多大な社会的コストを掛けて更に「我が国の考え方を適切に表明し、我が国において受け入れ可能な会計基準等の開発を促し」、「我が国の市場関係者におけるIFRSへの理解とより高品質な基準開発に向けた裾野の広い議論を深める」ことを主な目的とした、似て非なる会計基準を開発することにその意義、有効性、延いては公益性は認めがたく、寧ろ、4基準併存により惹起される財務諸表利用者側の困難性や利便性の低下、国際的なレピュテーションの低下等、失うものの方が多

いと考える。

仮に「単一で高品質な国際基準を策定する」というグローバルな目標を達成するための過渡的な手段として、一定の意義は認められるとしても、本公開草案において修正国際基準は、当面の取扱いであると位置づけることが適当とされている。しかしながら、会計基準のコンバージェンスが容易ではないことは、昨今の IASB と FASB の共同プロジェクトの結果を見れば明らかであり、当面の取扱いとはならないことも考えられる。早急に 4 基準併存を解消する将来の道筋と時間軸を具体的に提示すべきである。

質問 2

エンドースメント手続の意義について（「公表にあたって」第 8 項～第 11 項）

本公開草案では、「当面の方針」において示された内容を踏まえ、エンドースメント手続の意義として次の事項を挙げています。

- (1) 我が国における会計基準に係る基本的な考え方と合わない場合及び実務上の困難さがある場合において、一部の会計基準等を「削除又は修正」して採択する仕組みを設けることにより、IFRS をより柔軟に受け入れることができる。
- (2) エンドースメント手続の整備、運用を行い、IASB による検討過程において、IFRS の開発に対して我が国の考え方を適切に表明していくことにより、我が国において受け入れ可能な会計基準等の開発を IASB に促すことが期待される。また、これらのプロセスを通じて、我が国の市場関係者における IFRS への理解とより高品質な基準開発に向けた裾野の広い議論が深まることが期待される。
- (3) 任意適用を積み上げていくうえで、より我が国の実情に即した適用を可能とするために、実務上の困難さがあるものに関するガイダンスや教育文書の開発について検討を行っていく。

ここで挙げられたエンドースメント手続の意義に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

以下の点より、本エンドースメント手続の意義に同意しない（意義が認められるにしても極めて限定的）。

エンドースメントは強制適用を前提とした手続きであり、既に 3 基準が併存している我が国の市場環境下で「我が国における会計基準に係る基本的な考え方」を発信することが国内外の市場関係者に抵抗感なく受け止められるかどうか疑問。

質問 7

ガイダンスや教育文書の開発について（「公表にあたって」第 35 項～第 37 項）

本公開草案では、IFRS の任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難さがあるもののうち、会計基準の適用、解釈に関する項目については、今後、我が国で IFRS の任意適用を積み上げていくために、IFRS を適用している諸外国での取組みを参考にするとともに、必要に応じて、IFRS 解釈指針委員会と論点の共有を図りつつ、規範性を有するガイダンスの開発を検討し、また、国内における議論を踏まえて規範性を有しない教育文書の開発を検討するこ

とを提案しています。

このようなガイダンスや教育文書の開発について、ご意見がありましたら、ご記載ください。

修正国際基準のガイダンスが開発された場合、それをピュア IFRS 任意適用企業が援用することも考え得るが、むしろピュア IFRS 任意適用企業のための教育文書の開発を ASBJ が行うプロセスの策定を検討頂きたい。IFRS 自体のローカルガイダンスは IASB によって認められるものではない。しかしながら、日本の実情に適した教育文書の開発であれば、IFRS 任意適用企業のニーズを取り込むことができ、また IFRS 任意適用企業の増大の観点からも必須である。なお、「我が国の実情に則したガイダンス」が、例えば、海外に子会社を多く有するピュア IFRS 任意適用企業にとっても適したガイダンスになるとは限らない為、IFRS 適用企業への影響について留意して検討すべきである。

質問 8

その他

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

ピュア IFRS を適用する意図で既に IFRS を任意適用している企業が存在することから、修正国際基準におけるエンドースメント手続きとは別に、カーブアウトすることなくピュア IFRS を国内に受け入れる制度を確立すべきである。

以 上

一般社団法人日本貿易会

〒105-6106

東京都港区浜松町 2-4-1

世界貿易センタービル 6階

URL <http://www.jftc.or.jp/>

経理委員会委員会社

CBC 株式会社

蝶理株式会社

阪和興業株式会社

株式会社日立ハイテクノロジーズ

稲畑産業株式会社

伊藤忠商事株式会社

岩谷産業株式会社

JFE 商事株式会社

兼松株式会社

興和株式会社

丸紅株式会社

三菱商事株式会社

三井物産株式会社

長瀬産業株式会社

日鉄住金物産株式会社

野村貿易株式会社

神栄株式会社

双日株式会社

住友商事株式会社

豊田通商株式会社

ユアサ商事株式会社